建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年１月 26 日
九州地方整備局長　中嶋　章雅
１　処分をした年月日　平成23年12月22日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社菅組　堤　俊之　大分県豊後高田市香々地4089　国土交通大臣許可（般特―19）第1459号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年11月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年１月 26 日
九州地方整備局長　中嶋　章雅
１　処分をした年月日　平成23年12月22日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大誠産業株式会社　大塚　博之　福岡県北九州市若松区大字小竹2210－１　国土交通大臣許可（般－19）第21767号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、大工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年11月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年１月 26 日
九州地方整備局長　中嶋　章雅
１　処分をした年月日　平成23年12月22日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社島村組　嶋村　裕介　熊本県玉名市中尾490－１　国土交通大臣許可（特―21）第17075号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年11月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年１月 26 日
九州地方整備局長　中嶋　章雅
１　処分をした年月日　平成23年12月22日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社葭岡建設　佐伯　一行　熊本県八代市高下西町1838－１　国土交通大臣許可（特―18）第21956号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年11月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年１月 26 日
九州地方整備局長　中嶋　章雅
１　処分をした年月日　平成23年12月22日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社野崎組　野崎　義成　宮崎県都城市高城町桜木228－８　国土交通許可（特―18）第19367号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年11月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２０５４号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字篠津2807番地３、申立時の住所埼玉県蓮田市大字閏戸3835番地２
債務者　山田　正雄
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田口　花子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１２４号
埼玉県鴻巣市東４丁目５番47―503号　ガーデンストリーム鴻巣１番館
債務者　石川　高史
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　猪木あすか
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
愛媛県松山市小坂５丁目５番８号
債務者　菅　　准一
１　決定年月日時　平成24年１月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野垣　康之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７４８号
横浜市磯子区丸山２丁目13番11―106号
債務者　佐々木周蔵
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒木　　勉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７８号
神戸市兵庫区松本通５丁目３番16号、従前の住所神戸市長田区一里山町１番７―403号
債務者　松浦　　誠
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中西　大樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８３号
熊本県宇土市松山町4143
債務者　後藤　利夫
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　宏之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７８４号
熊本県宇土市松山町4143
債務者　後藤　明美
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　宏之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部